

制 度 名	死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ			
税 目	相続税			
要 望 の 内 容	<p>死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額（法定相続人数×500万円）に「配偶者分 500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること。                  なお、課税方式が見直された場合においても、新たな非課税限度額は、現行制度に加算分を加えた水準とすること。</p> <table border="1" data-bbox="1015 808 1489 954"> <tr> <td data-bbox="1015 808 1219 954">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1219 808 1489 954">▲4,767 百万円 （▲6,547 百万円）</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	▲4,767 百万円 （▲6,547 百万円）
減収見込額 （平年度）	▲4,767 百万円 （▲6,547 百万円）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的                  国民一人ひとりが自助努力により準備している死亡保障に対し、税制上の支援について明確化および具体的な措置を講じることにより、国民生活の安心と安定を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性                  死亡保険金が遺族の生活資金等としての役割を果たしている現状に鑑みれば、とりわけ、世帯主を亡くした母と未成年の子からなる世帯において、相続税納付後の生活資金を確保していくことが必要である。また、一人親を亡くした未成年の子が相続するケース、障害を持った被扶養兄弟(姉妹)が相続するケース等への配慮も不可欠であり、本施策は必要である。</p> <p>※ 現在の相続税の課税状況において、被相続人一人当たりの納付税額（20百万円）は、相続財産のうち最も流動性の高い現金・預貯金の額（41百万円）から債務・葬式費用（25百万円）を差し引いた額を上回っており、現金・預貯金だけでは相続税を納付することができない実態がある。（「平成18年度決算検査報告」会計検査院）</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性                  死亡保険金の平均的な加入金額としては、30歳代から40歳代の世帯主の場合、3,000万円弱となっており、この金額は保険契約者（被相続人）の考える最低限必要な遺族の生活資金と見なすことができ、相続税納付後の生活資金を確保していく観点から、社会的支援を要する標準的な遺族世帯（母・未成年の子2人）の場合、現行の非課税限度額（母・未成年の子2人の場合は1,500万円）に加算していく必要がある。本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、妥当なものとする。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	Ⅱ－１ 金融サービスの利用者（預金者、保険契約者、投資者等）が安心してそのサービスを利用できること
	政策の達成目標	世帯主等の不慮の死亡に際し、遺族の生活資金の保障を一層高めることにより、国民生活の安定に資すること。
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
	同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	政策の達成状況	世帯主等の不慮の死亡に際し、遺族の生活資金を保障することにより、国民生活の安定に寄与してきた。
	租税特別措置の適用実績	<p>生命保険金等の取得財産価額がある被相続人に係る現行非課税措置の適用による減税額（推計）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年 18,198百万円</li> <li>・平成18年 19,327百万円</li> <li>・平成19年 20,946百万円</li> </ul> <p>※国税庁統計年報の相続税課税実績に基づき、生命保険金等の取得財産価額がある被相続人のみを対象として推計したため、当該非課税措置を適用することで取得財産価額に生命保険金等が含まれなくなった者は除く</p>

租税特別措置  
による政策  
の達成目標の  
実現状況等

生命保険については、遺族の生活資金をまかなう手段と考える人が過半との調査がある（注1）中、以下のとおり、遺族が被相続人の死後に直面する経済的負担に備えるために活用されている実態がある。

①死亡保険金の非課税措置を適用している相続人の取得財産に占める死亡保険金等の割合は約6.5%であるが、現預金および退職手当金等の合計額（約47百万円）と、相続税額および債務等の合計額（約46百万円）がほぼ同水準であること（注2）から、死亡保険金が遺族の生活資金等としての役割を果たしている。

②被相続人のうち、生命保険金等の取得財産価額がある被相続人が2割強いるが（注3）、これらは非課税枠を超えた加入金額であることから、税制上の観点からというよりも、主として生活資金等の確保を目的として加入したものであると考えられる（※）。

※ 加入目的等に関する調査結果において、「万一のときの家族の生活保障のため」は59.5%である一方で、「相続および相続税の支払を考えて」は0.7%となっている調査もある（注4）

こうした活用実態を踏まえれば、死亡保険金の一部に非課税措置が維持されることを通じて、少なくとも相続税法が想定している遺族にとって必要最低限の生活資金の額（法定相続人1人当たり500万円等）は確保されることとなり、国民生活の安心と安定を図るという所期の目的を達成している。

また一方で、例えば、母と未成年の子からなる遺族世帯においては家計収支の現状（注4）からストックを切り崩して生活資金を確保する実態が伺えるが、これに、わが国における相続財産の実態として相続財産の約5割が土地・家屋等の換金性の低い資産で占められているという状況も勘案した場合、今後の「相続税に関する負担の適正化」の状況によっては、こうした母子・遺族世帯に対して、政策目的の達成のため、さらなる措置が必要になるものと考えられる。

（注1）「平成19年度 生活保障に関する調査」（生命保険文化センター）

（注2）死亡保険金の非課税措置を適用している相続人に係る取得財産の内訳

	相続財産全体	内訳						債務等	相続税額
		現預金等	死亡保険金等	退職手当金等	有価証券	土地等	その他		
価額 (千円)	212,111	41,560	13,747	5,248	19,661	97,301	34,594	25,299	20,667
割合 (%)	100.0	19.6	6.5	2.5	9.3	45.9	16.2		

出典：「平成18年度決算検査報告」（会計検査院）

（注3）「第133回国税庁統計年報 平成19年度版 5-3 相続財産種類別」（国税庁）より算出。

（注4）「平成20年家計調査年報」（総務省統計局）に基づく、二人以上の勤労者世帯の「母親と20歳未満の子供のみの世帯」の実収入と実支出より算出（いずれも1カ月）。（なお、遺族年金（月額）は約8～15万円（「平成17年度 年金受給者実態調査（財務省）」））

実収入(①)	実支出(②)	収支(①-②)
237,784円	248,860円	△11,076円

前回要望時の  
達成目標

不慮の事故等に際し、遺族の生活資金の保障を一層高めることにより、国民生活の安定に資すること。

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	措置されていないため該当せず。
	これまでの要望経緯	昭和63年に法定相続人1人毎の非課税限度額が250万円から500万円に引き上げられた。 平成3年度税制改正より継続して要望している。